

## 「自治基本条例検証報告書（素案）」への意見募集結果

### 1 意見募集の概要

- (1) 意見募集の対象 自治基本条例検証報告書（素案）
- (2) 実施期間 2024（令和6年）5月25日（土）～6月25日（火）
- (3) 提出された意見の件数 5名の方から、52件のご意見をいただきました。  
制度ごとのご意見の件数は、次のとおりです。

制度名	件数
市民参画制度について	7
住民投票制度について	4
協働のまちづくり制度について	1
広報制度について	3
情報公開制度について	6
個人情報保護制度について	1
総合計画制度について	4
財政運営制度について	2
政策法務制度について	1
評価制度について	2
行政改革制度について	4
組織制度について	3
行政手続制度について	0
広聴制度について	2
行政オンブズマン制度について	0
法令遵守及び公益通報制度について	0
危機管理制度について	1
行政連携制度について	1
上記以外のご意見について	10
合計	52

## 2 提出された意見及びそれに対する市の考え方

### 【市民参画制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>6ページ</p> <p>市民参画制度の取組状況について担当課からの意見が記載されている。</p> <p>しかし、素案には、令和5年3月に、明石市市民参画推進会議（以下「推進会議」という。）から市長に提出された答申（以下「答申」という。）の内容が記載されていない。</p> <p>これは単なるミスではない。</p> <p>市民参画を担当する課からの意見の中に、諮問②に対する答申についての記載がまったくない。この事実は、市民参画を担当する課が、諮問②に対する答申を軽視しているかを明らかにしている。そして、「令和4年度は、市民参画推進会議にて、平成28年度以降の実施状況等について評価をいただいたが、同会議の開催については一定期間のブランクが生じた。」との意見を記載している。</p> <p>明石市市民参画条例（以下「参画条例」という。）は、基本条例第15条（条例に基づく市民参画の推進）の規定に基づいて制定された条例である。</p> <p>担当課が参画条例第20条（推進会議の設置）第2項を理解できていたならば、毎年度、市長から推進会議に対して、実施状況等について評価する諮問を行うべきであった。にもかかわらず、担当課は、素案において「同会議の開催については一定期間ブランクが生じた。」との意見を述べている。まるで他人事である。担当課はブランクが生じた原因を理解せず、ブランクを生じさせた責任も感じていない記載内容になっている。</p> <p>この記載内容のすべてを訂正しなければならない。</p>	<p>市民参画推進会議に対する毎年の市民参画手続の実施状況に関する諮問については、形式的なチェックを行うことによる形骸化を避けるため、また、庁内の参画手続についての実施状況を、毎年取りまとめて市のホームページに公開していることを踏まえ、平成30年度よりいったんは休止していました。今後は市民参画制度について市民検証会議の中で検証した上で、市民参画推進会議の定期的な開催に努めてまいります。</p>
<p>7ページ</p> <p>1 市民参画に重点を置いた施策の推進</p>	<p>【参考】令和5年度以降の市民参画制度における取り組み状況については、令和5年</p>

参画条例第2条（定義）において、市民参画とは、市長等が行う政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が意見等を反映させるため、主体的に関わっていくことをいうと規定している。

要するに、市民参画とは、市民が自らの意見を政策等に反映させるために政策等の各段階へ関わっていくことである。

ところが、市政方針、組織体制及び主な実績の項目には、計画の段階への市民参画についての記載が余りにも乏しい。さらに、実施、評価及び改善の段階への市民参画についての記載はまったくない。

主な実績に記載するまるちゃんポスト及びタウンミーティングは、市政への市民の参画というレベルではない。単なる意見交換であり情報収集のレベルである。参加者自身も市政への参画という理解は持っていないものと思われる。また、多用されているワークショップの実体は、ほとんどが自分の意見を出し合う入り口ワークショップである。その場で市政について議論することは禁止されている。また、参画条例に規定する意見交換会手続として実施されていない。

にもかかわらず、「【参考】令和5年度以降の市民参画制度における取り組み状況について」との表題下に、まるちゃんポスト、毎月開催のタウンミーティング、民間提案制度、市民ファシリテーター養成等を列挙している。

これらの取り組みは、6ページに記載する市民参画制度の主な取組状況の記載内容と余りにも異質である。

何故、素案が、これらの取り組みを市民参画制度として扱うのか疑問である。

そして、素案に当該7ページを加えた思惑が見え透いている。

度の市民参画推進会議の答申において「職員への市民参画手続の周知徹底や意識改革等」についてご指摘があったことを踏まえ、答申に対する市の取組状況をお示しするとともに、市民参画の機会を拡充する事例として掲載したものです。

その中で記載のタウンミーティングは、多様な市民が市政に参画し、情報共有を図りながらまちづくりを進めるため、市民参画条例に則り実施しているもので、参加者からの意見を反映した事例も多く、政策の実現にもつなげています。

<p>この7ページは削除すべきである。</p>	
<p>8ページ</p> <p>検証結果【検証1】条例（制度）が社会情勢に適合しているか</p> <p>6ページに記載する一定期間のブランクが生じた原因は、参画条例第20条（推進会議）第2項の規定にある。</p> <p>この参画条例第20条第2項を検証することが、基本条例第38条（条例の検証及び見直し）に定める市長等の義務である。当該第2項は社会情勢に適合しているのか、当該第2項は本市にふさわしいのかの検証である。一定期間のブランクが生じたという事実は、当該第2項に欠陥があることを明らかにしている。</p> <p>この第2項では、明石市市民参画推進会議は、この条例の運用の状況及びその評価に関する事項にかかる調査審議は市長の諮問に応じて行うことを定めている。すなわち、市長の諮問がなければ、この条例の運用の状況及びその評価に関する事項にかかる調査審議は実施しなくてもよいと定めているのに等しい。しかも、当該推進会議は、常設機関であることを前提にして設置されている。</p> <p>このように、当該第2項の規定こそが一定期間のブランクを生じさせた原因である。</p> <p>また、答申においては、「これだけ対象期間が長くなってしまうと検証が難しいので、今後は対象期間を短くして検証できるよう、常設機関としての会議の開催を定期的に行うことが必要です。」と述べている。</p> <p>当該第2項の規定は、まさに、社会情勢に適合しない規定であり、市長の諮問がなくても、毎年度当該調査審議ができるように、早急に改めるべきである。</p> <p>ところが、【検証1】は、自己検証及び横断的検証が共に「○」になっている。参画条</p>	<p>市民参画推進会議に対する毎年の市民参画手続の実施状況に関する諮問については、形式的なチェックを行うことによる形骸化を避けるため、また、庁内の参画手続についての実施状況を、毎年取りまとめて市のホームページに公開していることを踏まえ、平成30年度よりいったんは休止していました。今後は市民参画制度について市民検証会議の中で検証した上で、市民参画推進会議の定期的な開催に努めてまいります。</p> <p>また、市民参画推進会議は、地方自治法第138条の4に規定により設置する執行機関の附属機関であることから、執行機関（市長）の諮問に応じて調査審議いただくとともに、必要に応じて市民参画手続の運用面等について、ご意見もいただいているところです。</p>

例担当課は、当該第2項の欠陥を理解していないだけでなく、諮問②に対する答申を読んでいないのではないかと危惧される。

8ページ

庁内検証会議からの主な意見

意見として「パブコメを行う際の公表方法の基準について、柔軟に選択ができるよう、市として最低限のルールを作してほしい」との記載がある。

参画条例第9条（公表の方法）は、パブコメの公表の方法を定めている。公表は、掲示板への掲示、市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載及びその他市長等が求める方法の4種類であり、2つ以上の方法で公表しなければならない。意見は、この規定の修正を求めているが、求める修正内容を具体的に記載すべきである。

参画条例第11条（意見公募手続）第2項及び第3項は次のように定めている。

2 意見提出期間は、前項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長等は、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、第1項の規定による公表の際に、その理由を明らかにしなければならない。

このように最低限のルールは参画条例に規定している。

意見は、この第2項及び第3項を最低ルールと理解していない。この意見の意図は、条例の規定にかかわらず、任意の庁内ルールの策定を求めている。上述の答申は、市職員の意識醸成の項において、次のように述べている。

「市民参画条例が施行されて10年以上が

庁内検証会議の意見は、参画条例第9条を踏まえた上で、同条第4号の「その他市長等が必要と認める方法」にSNSを用いた方法を含めるなどの、昨今の社会情勢を踏まえたルール整備を求めるものです。その点、分かりやすい表記に改めます。

なお、令和5年度には、局部長会議を通じて全職員に適正な市民参画手続の実施について周知徹底するとともに、市長自ら局部長会議や職員研修の場などで直接「対話と共創」のまちづくり等について方針を浸透させ、また、職員改革セミナーを実施したほか、定期的に庁内ニュースレター「サンカク」を発行するなど、職員の意識醸成と制度の浸透に努めているところです。

過ぎ、時間の経過とともに、市職員の市民参画に対する認識が低くなってきていることは否めません。実際に、意見公募手続で提出された意見を反映させるための期間の設定が極端に短い事例も見受けられます。市民参画制度を、行政や市民にとって意味のある制度として続けていくためにも、政策等の策定に携わる市職員への研修等の実施など、必要な対策をしっかりと考えていただきたいと考えます。」

8ページに記載されている意見は、この答申の指摘を見事なまで具現化している。そして、市職員への研修等の成果が乏しいことも実例として示している。この意見を素案に記載していることも実例の一つに加えることができる。

基本条例第2条(定義)5号に定める「政策等の計画の段階」の時期と明石市市民参画条例(以下「参画条例」という。)第7条(市民参画手法)1号及び3号に定める「政策等の案を示す」時期が一致しない。計画の開始時期よりもかなり遅れて政策等の案が公表されている。

なお、基本条例第3条(条例の位置付け等)においては、参画条例の運用に当たっては、この基本条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとするとして定めている。

(論点)

参画条例に規定する意見公募手続及び意見交換会手続の実施時期は、市長等が政策等の案を策定した後になっている。市長が政策等の立案(発意)した段階での当該両手続の実施は想定されていない。参画条例の当該規定は、基本条例の基本原則及び条例の位置付け等の規定に反しているのではないか。したがって、参画条例の見直しが必要ではないか。

市民の方から建設的なご意見をいただくためにお示しする政策等の案は、確定済みのものではなく、あくまで「案」であり、当該政策の内容を決定するに当たっては、必要に応じて市民の方からいただいたご意見を反映しています。

例えば「みんなで作る財政白書」や「本のまちビジョン」の策定に向けての意見交換会などでは、政策等の立案段階で市民参画を実施しています。

#### 4 市民参画制度の検証

①関係する条項では、4条で「基本原則」の冒頭に「市政への市民参画」が挙げられ、市民の市政への参画機会の保障を明記している。また5条では、「市民が自治の主体」であり「市政に参画する権利」を明記している。12、13、15条はそれに基づく市長の責務を記載しているに過ぎないのに、4条、5条を関係条項に挙げないのは不相当であり、市民参画の重みを軽んじていることにつながりかねない。なぜか？

②市民参画のチェック機関である「市民参画推進会議」がH29年度から5年間にわたって委員が委嘱されず、この間の市民参画状況の検証が行われなかったことについて「一定期間のブランクが生じた」とするにとどめている。今回の自治基本条例検証期間の大半を占める期間でこのようなことが生じたことについて、事の重大性に対する認識を欠いている。なぜ5年間も委員の委嘱が行われなかったのかについての検証をしなければ、再発防止策にならない。

③また、ようやくR4年度に発足した市民参画推進会議が積み残しの期間も含めて6年分の検証をしなければならない状況にもかかわらず、2年間の任期に「併任」する形で「自治基本条例の検証会議」委員も委嘱したことによって、わずか9カ月で答申せざるを得ない状況に追い込んだことについても、この対応が妥当であったかどうかの検証が不可欠である。しかも、審議不十分なまま答申した直後に「自治基本条例の検証」は先延ばしして、事実上“解任”してしまった。その結果、当市民参画推進会議はその後1年間の任期中、何もせずに無為に過ごして任期を終えることになってしまった。こうした経緯について、なぜこうなったのか等についての検証と今後の対応への反省や教訓等を明記する

① 条例第1章「総則」及び第2章「自治の主体」については、自治基本条例全体に通ずる基本的な事項を定めたものであり、市民参画制度に限らず、すべての制度に関係する条項であると捉えています。

② 市民参画推進会議に対する毎年の市民参画手続の実施状況に関する諮問については、形式的なチェックを行うことによる形骸化を避けるため、また、庁内の参画手続についての実施状況を、毎年取りまとめて市のホームページに公開していることを踏まえ、平成30年度よりいったんは休止していました。今後は市民参画制度について市民検証会議の中で検証した上で、市民参画推進会議の定期的な開催に努めてまいります。

③ 令和4年度に発足した市民参画推進会議からは、2回に渡り答申をいただきました。令和5年度は、答申で求められた「職員の市民参画手続に対する意識醸成等」を中心に取組を行い、その結果は、令和6年5月16日の市民参画推進会議にご報告しました。今後は、市民参画推進会議・自治基本条例検証市民会議のそれぞれに必要な事項をお諮りし、定期的な開催に努めてまいります。

④ 素案に掲載した令和5年、6年度の取組は、令和5年4月の答申に対する改善対応を目的の一つとして行ったものです。

ことが当然必要になる。そうした検証が全く行われていない。

④R5年の市民参画推進会議の答申については、ジェンダー平等の推進条例に関わる条例改正しか言及していないが、R5年4月の答申では膨大な改善意見が盛り込まれている。今回の検証期間外であるR5、6年度の取り組みを参考に掲げる(p7)ことよりも、上記の答申で指摘されたことについての検証と対応が重要ではないか？

市の政策等の計画段階から・・・(2条参画の定義)

計画段階に企画段階を含めるべきです。その視点で、5年間の検証をしてください。自治の主体は市民です。(基本条例第4条にも)

参画条例第2条第4号の「計画段階」は、「企画段階」の意味を含むものと考えています。

【住民投票制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>10ページ            検証結果            【検証1】及び【検証2】の項目については、（※1）制度として確立していないため、「－」と評価したと記載している。            各ページの個所において指摘しているが、本来「条例の内容」又は「条文」と表現すべきところを「制度」と表現してしまったことで、意味不明の記載になっている。            この項において評価すべきは、基本条例第14条（住民投票）の条文（＝条例の内容）が、本市にふさわしい規定であるか、また、社会情勢に適合した規定であるかである。            10ページには、制度として確立していないため、「－」と評価したと記載している。            基本条例第38条において、条文（条例の内容）を検証することを市長等の義務であると規定しているにもかかわらず、条文に基づく制度がないことを理由にして、条文（条例の内容）の検証という義務を果たさないという珍事が生じている。            この素案は、明らかに、本質の部分で欠陥作品である。            住民投票制度の弱点は実施の迅速性に欠けるところである。9ページには、丹波篠山市の例が記載されているが、このような市民生活の根幹にかかわるテーマは、毎年のように数多く発生するわけではない。10年に一度、あるいは20年に一度かもしれない。しかし、市民の意向の割合の確認を要するテーマは数多く発生する。早急に答えを出さなければ間に合わないテーマも発生する。そのようなテーマの発生に備えて、参画条例の中に市民意向調査手続を加えるべきである。この市民意向調査手続は、完全無作為抽出によって選ばれた市民を対象にして実施される。</p>	<p>住民投票条例が未制定であることに加え、住民投票は市民による発議が前提となる制度であることから、職員目線ではなく市民目線での評価が適切であると考え、職員による検証の結果は「－」としましたが、市民検証会議では検証を行う予定です。</p> <p>明石市市民参画条例第7条第7号の「その他の市民参画手法」は、アンケート、ヒアリング、モニター、フォーラム、市民会議など多種多様な手法を指すものであり、ご意見の「市民意向調査手続」も、同号の手法として実施することができます。</p>

一方、意見公募手続では、市長、市行政及び特定の意向を持つ組織等が応募を動員することが可能であるために、市民の意向の真の割合を把握することはできない。市民意向調査手続と意見公募手続は役割を分担することになる。

想定外の事態が生じ、この事態に迅速に対処するためには、住民投票よりも市民意向調査手続の方がよく機能する場合がある。

したがって、市民参画条例の中に市民意向調査手続を新設した上で、住民投票制度の制定の妨げになっている実施要件を市議会が受け入れることができる内容にしてでも、住民投票条例の制定を行うのが現実的である。

常設の住民投票条例を制定する目的は重要な政策等への市民の意見（意向）の反映である。

事象が急速度で展開する時代においては、常設の住民投票条例の実施と市民意向調査手続の実施との併用も検討されるべきである。

基本条例第14条（住民投票）第3項は、住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めると規定している。しかしながら、基本条例施行後13年を経過するにもかかわらず、別の条例（住民投票条例）が制定されていない。

（論点）

基本条例第3条（条例の位置付け等）第1項は、この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限重し、この条例との整合性を図るものとする規定している。この条文中の「市」とは、市民、市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての明石市である。した

今後の市民検証の結果を踏まえ、市議会と丁寧に議論し、方向性を見出していきたいと考えております。

<p>がって、市議会及び市長は、共に、基本条例第14条第3項に定める別の条例を定める義務がある。市議会及び市長は、互いに協力して、早急に当該義務を果たすべきではないか。</p>	
<p>基本条例第14条（住民投票）第1項は、将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施しなければならないと規定している。</p> <p>（論点）</p> <p>「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」という場合において、この事項を判断する主語が不明になっている。これは条文の不備ではないか。条文のこの部分は、「住民が将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考える事項」に改める必要はないか。</p>	<p>住民の市長に対する住民投票請求権を定めた条例第14条第1項の趣旨を考えると、「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼす事項」かどうかの判断主体も、当然「住民」となります。</p>
<p>自治基本条例で策定を義務つけた3つの手続き条例のうち、15年を越えても唯一制定されていないこの条例が、なぜ3度も否決されたのか？しかも、提案した条例案は毎回内容が異なっており、異例の条例による設置で発足した検討委員会の答申との関係で、どこがどう異なり、なぜ成立しないのかという具体の検証が不可欠である。「制定に至っていない」というだけでは、検証にはならない。</p>	<p>住民投票条例については、市議会においても「定住外国人投票権の有無」や「発議に必要な署名数」などの様々な論点について、多様なご意見があることから、いまだ可決に至っていないものと認識しております。</p> <p>今後、市民検証会議において、これまでの経緯も踏まえて検証を行う予定です。</p>

【協働のまちづくり制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>他都市と比べて、協働のまちづくりは比較的にうまく進んでいるという評価は高い。しかし、素案の評価や記述については、幾つかの問題がある。</p> <p>①「地域の課題を行政にだけ頼るのではなく、地域の自発的な取り組みによって解決しようとする機運も起こっており…」(p12)という認識には問題がある。すでに「機運が起こっており」の段階ではなく、「不可欠な時代になっている」という認識が必要ではないか？</p> <p>②半数を超える地域で「協働のまちづくり組織」が動いているが、当然ながら全ての組織が順調に機能しているわけではなく、組織的にはそれぞれ困難な課題を抱えている。所管する現場ではその困難を具体的につかんでいるはずだから、どのような課題を抱えており、どのような支援が必要なのかについての考察が必要だ。</p> <p>③とくに地域交付金の金額や運用についての問題点や支援体制のあり方、現行の制度が持っている課題などがすでに具体的に挙げられているはずだ。今後の外部識者による検証を行うためにも、もっと具体的に課題を挙げておくことが必要ではないか？ 検証結果を見ると、概ね順調、適正であるという「現状肯定的」な評価が目につき過ぎる。現状肯定評価のオンパレードは、検証の名に値しない。</p>	<p>①庁内検証時には、協働のまちづくりに取り組めていない校区もあったことから、「地域の課題を行政にだけ頼るのではなく、地域の自発的な取り組みによって解決しようとする機運も起こっており…」という表現をさせていただいたところです。しかし、地域課題の解決には行政だけでなく、地域の自発的な取組も不可欠な時代になっていると認識しています。</p> <p>②③協働のまちづくり推進組織や制度において、様々な課題があることは認識しています。今後、外部有識者等による地域交付金や支援の在り方、制度の見直し等の検証を行うにあたり、協働のまちづくり推進組織が抱えている課題や必要な支援等について、改めて整理、考察を行っているところです。</p>

【広報制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>14・15ページ</p> <p>制度の取組状況について担当課からの意見 当該意見として次の記載がある。</p> <p>「市民への説明責任や情報共有を果たしていくため、広報あかしやホームページ、SNS、記者提供を組み合わせるなどの工夫をしている。」</p> <p>市政情報のひとつに市民提案箱に寄せられた市民の意見がある。その市政情報はホームページで見える方法か、閲覧場所で見える方法しかない。果たして、この方法が、市政情報を適切な方法で、積極的に提供する方法なのか疑問である。この方法は、デジタルデバイドを考慮せず、移動弱者に対して配慮しない方法である。</p> <p>市民提案箱に寄せられた市民の意見を広報あかしに掲載できない理由は、掲載に必要な80万円の費用が捻出できないことである。一年に2回の掲載で、年間160万円が必要となるが、この年間160万円は、基本条例第21条(情報の共有における市長等の責務)の規定を履行しない理由になるほどの金額であろうか。この年間160万円は、年間の広報あかしを発行するための費用の何パーセントに相当するのでであろうか。検証結果の項目はすべて「○」である。</p>	<p>市民提案箱に寄せられた意見の回答内容の公表方法につきましては、いくつかの課題があると認識しており、多くの市民の手に届く形での公表や、わかりやすい形での公表について、検討していきたいと考えております。</p>
<p>基本条例の中にも、公開条例の中にも、情報の提供の形態としての「広報」に関する記載がない。また、市行政においても、「広報」が市政に関する情報を知る市民の権利を保障する重要な手段であるという認識が薄い。市行政は、「広報」を単なる行政サービスの一つとして認識しているように見える。このような認識は、ホームページへの掲載を万能視して、ホームページにアクセスすることができない市民の知る権利を軽視している事</p>	<p>広報あかしやホームページ、SNS、記者提供を組み合わせ積極的な情報提供を行っており、市民との信頼関係を構築することができていると認識しているため、現状の通りとさせていただきます。</p>

実が示している。

(論点)

市政情報を知る市民の権利の保障と「広報」のあり方を検証して、「広報」を基本条例において情報提供の重要な手段として明確に位置づけるべきではないか。

前回の市民検証でも感じたが、所管課の検証(一次評価)が「業務報告とその肯定的意見」にとどまっている感じが強い。横断的検証(二次評価)でも、情報社会の変化等への対応意見にとどまり、既存媒体による情報発信のあり方についての評価や課題の検証は乏しい。

8年前の検証報告書でも指摘されている通り、フルカラーチラシ風の広報紙について「分かりやすさ」と「情報量」のバランス改善の課題は、まったく緒に就いていない。どちらかと言えば、前市長が事細かに口出しして制作していた“市政(市長)の政策PR紙”的な性格が強く、自治基本条例の基本原則に謳う「情報共有」の媒体としての役割を果たしているのかどうかを検証のメスが必要ではないか？

明石市の施策について市民に周知する媒体として、電子媒体のHPへの過信を改めて、紙媒体でも逐次、詳細な情報を市民に伝えていくことが欠けているのではないか？ HPの改善も指摘はされているが、現状は市政の主要政策やテーマからそのサイトに行きつくことが困難な状況が相変わらず改善されていない。

また、前回も指摘されているが、広報紙やHPのあり方について継続的に市民の意見を聴く「市政広報市民会議」のような仕組みをつくり、情報発信についての市民参画を取り入れるべきではないか？

広報紙については、市民にとって必要な情報は何かを見極めながら分かりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めています。

令和5年度に実施した広報アンケートでは読みやすいと回答した人が42%と前回のアンケート(38.2%)から上昇しており、ふつうと回答した人を加えると9割以上の人が「読みやすい・普通」と回答しています。今後も引き続き分かりやすさと情報量のバランスのとれた紙面編集に努めていきます。ホームページについてはリニューアルを予定しており、頂いたご意見を参考にしながら、利用する人が見やすく情報を入手しやすい「すべての人にやさしい」ホームページを目指していきます。

市民の意見を聞く手法として広報アンケートや広報紙の特集企画内で意見募集などを行っており、寄せられたご意見や感想を活かしながら紙面づくりを進めています。情報発信が一方通行にならないよう、双方向での広報活動に取り組んでいきます

【情報公開制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>17・18ページ</p> <p>制度の取組状況について担当課からの意見、検証結果</p> <p>基本条例第21条第1項では、情報の「公開」及び「提供」によって情報を「共有」することを市長等に義務付けている。「公表」についての記載がない。</p> <p>同条第2項では、情報の「提供」及び「公表」による情報の「公開」を市長等に義務付けている。</p> <p>第1項は「共有」を目的とし、第2項は「公開」を目的としている。</p> <p>問題は、第1項において「共有」する手段としての「公表」を記載していないことである。市長等と市民が情報を共有する手段としての「公表」は不要なのか疑問である。</p> <p>そして、請求者に対して「公開」された情報が、市長等が市民と「共有」する情報と言えるのか疑問である。</p> <p>また、当該第21条のタイトルには第1項の「共有」の語しかないが第2項の「公開」の語は不要なのかという疑問がある。</p> <p>繰り返しになるが、基本条例第38条（条例の検証及び見直し）において規定する条例の内容の検証とは、このような疑問に答えを出すことではないのか。</p> <p>要するに、基本条例第21条は、タイトル、第1項及び第2項の記述の間で整合性がとれていないことになる。同条には、このような重大な欠陥がある。その大きな原因は、同条第2項の「別に条例で定めるところにより」の規定を受けて、新たな条例を定めるのではなく、明石市公文書の公開等に関する条例（昭和62年条例第28号）の全部を改正して、第2項の受け皿にしたことにある。言い換えれば、基本条例第21条が想定してい</p>	<p>条例第21条は、第1項及び第2項で一体的に、情報の共有における市長等の責務について規定しています。すなわち、市長等は、情報公開の総合的推進を明記する明石市情報公開条例（以下「情報公開条例」といいます。）の基本的な考え方を踏まえ、市政に関する情報を知る権利を有する市民に対し、当該情報を提供、公表、公開する方法により情報の共有を図る義務を負っています。</p> <p>この情報公開条例は、その目的規定（第1条）の中で市民の知る権利の尊重を掲げており、市政情報を知るという市民の権利を明確に規定しています。その上で、情報公開の総合的推進について独立した章（第2章）を設け、その章中に情報公開の推進（第5条）、情報の公表（第6条）、情報の提供（第7条）について定めています。</p> <p>このように、条例第21条第1項及び第2項の規定並びに情報公開条例の上記各規定は、市と市民との間の情報の共有及び情報公開の総合的推進について一体的に規定しています。</p>

た「明石市情報共有条例」を制定しなかったことによる。

基本条例第5条（市民の権利）第1項は、市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有すると規定している。ところが、基本条例第10条（市長等の責務）には、市民に対して情報を提供する市長等の責務が記載されていない。そして、基本条例第21条（情報の共有における市長等の責務）第1項は、市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならないと規定している。

さらに、同条第2項は、市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならないと規定している。この規定では情報の提供又は公表は、情報公開の総合的推進のための手段になっている。また、別に定める条例の制定目的が情報公開の総合的推進になっている。

要するに、第5条第1項に規定する最も重要である市民の権利としての市政情報を知る権利が、後の条の規定において曖昧になっている。

加えて、別に定める条例である明石市情報公開条例（以下「公開条例」という。）の条数は30であるが、情報の公表及び情報の提供を規定する条は、第6条と第7条の各1条だけである。公開条例の実質は、全部改正前の明石市公文書の公開等に関する条例である。

（論点）

別に定める条例は、市政情報を知るという市民の権利を明確にすることを制定の目的

とすべきではないか。

別に定める条例を新たに制定せずに、既存の明石市公文書の公開等に関する条例に抱き込もうとした点に無理や矛盾が生じているのではないか。

公開条例は、情報の公表及び情報の提供について次のように規定している。

(情報の公表)

第6条 実施機関は、長期総合計画その他重要な基本計画等実施機関が保有する情報を公表するよう努めるものとする。

2 実施機関は、同一の公文書につき第10条の規定による公開の請求を複数回受けてその都度公開をした場合で、市民の利便の向上及び行政運営の効率化に役立つと認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 実施機関は、市民への積極的な情報の提供及び自主的な広報手段の充実に努めるとともに、市政に関する情報を提供する窓口等を一層市民の利用しやすいものにする等情報の提供の拡充に努めるものとする。

2 実施機関は、効果的な情報の提供を実施するため、広聴機能等情報の収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(論点)

上記の2条を基本条例中に移すことはできないか。

そして、移すことによって、基本条例第21条第2項の別に条例で定める規定を削除すべきではないか。

明石市情報公開条例（以下「情報条例」という。）第5条（情報公開の推進）は、実施機関は、情報の公表及び情報の提供の拡充を図るとともに、公文書の公開制度の円滑な運用を図り、市民が市政に関する情報を迅速か

つ容易に得られるよう情報公開の総合的な推進に努めるものとして規定している。

この条では、情報の公表及び情報の提供は、情報公開の総合的推進のための手法として位置付けられている。

基本条例第21条(情報の共有における市長等の責務)第1項は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図らなければならないと規定している。

この項では、情報の共有のための手法に情報の公表が含まれず、代わりに情報の公開が含まれている。

同条第2項は、市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めなければならないと規定している。

この項では、情報の公表が復活しているが、情報の情報と共に情報の公開のための手法に位置付けられている。このように、情報の提供、公表及び公開の位置付けが錯綜している。

また、基本条例第21条のタイトルは情報の共有であるにもかかわらず、同条第2項は情報の公開が結語になっている。この第21条のタイトルと中身が一致していない、

参画条例第3条(市民参画の基本原則)第2項は、市民参画は、市民と市長等がお互いの情報提供の下に、情報を共有して行われるものとして規定している。

この項では、情報の提供は、情報の共有の手法に位置付けられている。

(論点)

情報の提供、公表、公開及び共有の用語の定義を明確にするとともに、その使い分け

(位置付け)を整理すべきではないか。また、基本条例第21条の第1項と第2項は分離して、タイトルと中身が一致した独立した条にすべきではないか。

この項目については、表題自体から自治基本条例に対する認識の欠如が出ている。自治基本条例で市政運営の基本原則に挙げているのは「情報共有」であり、「情報公開」ではない。だから、自治基本条例で市長の責務として明記した21条でも「情報の共有」と記している。前回の市民検証報告書では「情報公開(情報の共有)」としていた。

①この課題で第一に問題なのは、自治基本条例が「情報の共有」を基本原則に定めてから15年を経ても、情報公開条例の改正に着手できていないことだ。「情報公開」と「情報共有」の違いが、行政内部で認識されていないことの表われでもある。前市長も現在の市長も「市役所が持っている情報はすべて市民のものだ」と口先では言いながら、意思形成過程の情報を市民に提供することに消極的になり、「決まってから」の情報提供がまかり通っている。市民が請求すれば公開するという「情報公開」から、名実ともに「積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していく」(条例21条)との落差の検証が必要だ。これができていないことの実例を挙げれば枚挙に暇はないが、そうした観点からの評価・検証が行なわれていないまま、自己検証、横断的検証ともに○をつけているのは、検証の名に値しない。

②それどころか、情報公開条例については2016年に重要な後ろ向きの改正が行なわれている。情報公開請求に対する開示決定への異議申し立ての方法が、行政不服審査法の改正に合わせて、十分な検討のないまま情報公開条例に基づく開示決定の異議申し立てが、情報公開審査会の所管からよりハードル

①②③条例第21条は、第1項及び第2項で一体的に、情報の共有における市長等の責務について規定しています。また、市長等は、情報公開条例の基本的な考え方を踏まえ、市民に対して当該情報を提供、公表、公開する方法により情報の共有を図っています。なお、「情報の共有」は、参画と協働のまちづくりを進めるに当たり必要な各制度共通の大切な考えであることから、市民検証会議での検証内容を踏まえ、市民への積極的な情報提供のあり方等について検討してまいります。

の高い行政不服審査法の手続きに移管して  
しまった。

全国的には情報公開にきちんと向き合っ  
ている自治体では、改正された行政不服審査法  
の第9条第1項「ただし書き」規定に準拠し、  
情報公開条例に基づく異議申し立ては従来  
通り同条例の審査会の所管事項として継続  
する手続きを取っている。明石市は情報公開  
審査会や特別の審議機関に諮ることもなく、  
安易に条例改正を行ってしまった。この結  
果、市民にとっては情報公開請求のハードル  
を一層高いものに変質させてしまった。

p17に掲載している「情報公開請求件数及  
び処理件数」には、部分公開または非公開決  
定になった際の「異議申し立て」結果とその  
後の「審議結果」が記載されていないが、2  
016年の改正後は「異議申し立て」が大幅  
に減少しているはずだ。情報公開に積極的  
に対応している自治体のこの問題に対する対  
応を調べて、速やかに再改正を図るべきで  
ある。ちなみに、この改正について所管課に  
照会した際には、何のことが全く分からない  
という対応だった。

③「積極的に情報提供に務める」（21条）  
という規定にもかかわらず、本庁舎1階にあ  
る「市政情報資料室」のお粗末さには、ひど  
いものがある。資料室というには値しない。  
また、過去の市政情報資料は、かつて旧市立  
図書館にあった「郷土資料室」、同図書館が  
駅前に移転後は一時「ふるさと図書室」とし  
て短期間継続していたが、2021年度末に  
完全閉館して以降は「郷土資料室」はない。  
かつてあった膨大な資料も大半は公開され  
ていない。公文書館のない明石市としては貴  
重な存在だったが、市役所のこうした「情報  
提供の場」に対する関心が皆無のように思え  
る。自治基本条例の「情報の共有」は、絵に  
描いた餅と同然になっている。

現状の条例は以前からのものですね。自治基本条例の精神を織り込んで新しく制定してください。

明石市情報公開条例（以下「情報公開条例」といいます。）は、平成14年10月1日から施行されています。その目的規定（第1条）の中には、市民の知る権利の尊重を掲げており、市政情報を知るという市民の権利を明確に規定しています。また、情報公開の総合的推進について独立した章（第2章）を設け、その章中に情報公開の推進（第5条）、情報の公表（第6条）、情報の提供（第7条）について定めて、市民に対する情報の公表及び提供により情報公開の総合的な推進に努めることを規定しています。

一方、本条例は、平成22年4月1日から施行されています。条例第5条第1項は、市民が市政に関する情報を知る権利を有することを規定し、また同条例第21条は、第1項及び第2項で一体的に、情報の共有における市長等の責務について規定しています。すなわち、市長等は、情報公開の総合的推進を明記する情報公開条例の基本的な考え方を踏まえ、市政に関する情報を知る権利を有する市民に対し、当該情報を提供、公表、公開する方法により情報の共有を図る義務を負っています。

このように、市政情報を知るという市民の権利を保障する、市民に対して情報を提供、公表、公開するといった条例の精神は、現行の情報公開条例にも織り込まれています。

【個人情報保護制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>法律の内容を遵守できているとのことだが、昨今外部からの悪意のある情報アクセスや管理の甘さによる流出など、様々な問題が起きています。管理面をどのように行えているのか、を市民に発信してもらえると助かります。ただし、管理方法の詳細を外部発信すると、それはそれでリスクとなるためあくまで概要レベルでの発信になるかと想定しています。</p>	<p>本市が管理する個人情報を適正に保護するため、情報セキュリティポリシーとして、「明石市情報セキュリティ基本方針」を策定し、市ホームページにて公開をしております。</p> <p>また、特に重要な特定個人情報にかかるセキュリティ対策については、法令に基づき「特定個人情報保護評価書」を業務ごとに作成し、こちらも市ホームページにて公開をしております。</p> <p>ご意見のとおり、管理方法の詳細を公開することは、かえって情報セキュリティリスクを上げることにつながるため、概要レベルでの公開としております。</p>

【総合計画制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>21ページ</p> <p>基本条例第26条（総合計画）において、市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならないと規定している。</p> <p>改正前の地方自治法第2条第4項において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を得てその地域における総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定していた。（改正平成23年5月2日）</p> <p>この改正前の地方自治法に規定していたのは「基本構想」であって、「総合計画」ではなかったことに留意する必要がある。</p> <p>類推すれば、地方自治体の具体的な事務事業が記載される総合計画を議会の議決の対象にしないという趣旨の規定であったと思われる。すなわち、首長の権限と議会の権限との均衡を図る趣旨の規定であったと思われる。</p> <p>総務大臣通知には「なお、改正法の施行後も、法第92条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想についての議会の議決を経て策定することは可能であること。」との記載がある。</p> <p>ここでも、当然「基本構想」である。</p> <p>なぜ明石市は「基本構想」ではなく、「総合計画」という名称に拘り続けているのか非常に疑問である。ここでは、明石市は、改正前の地方自治法第2条第4項の規定を十分に理解できていなかった可能性がある。現在も担当課は同じ理解を踏襲している。</p> <p>明石市と同様に「総合計画」という名称</p>	<p>条例第26条第1項は、「市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならない。」と規定しています。そこで本市では、総合計画として2022年3月にあかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)を策定し、目指すまちの姿や目標人口、まちづくりの方向性などの基本構想を定めています。</p> <p>総合計画については、明石市では、昭和47年(1972年)に、はじめて策定して以来、概ね10年ごとに新たな計画を策定しており、現在の計画で6期目となっています。このように、50年以上「総合計画」という名称が用いられており、継続性の観点から「総合計画」という名称が相応しいと考えております。また、兵庫県下の29市中、明石市も含め26市が「総合計画」の名前を用いており、このことから、市の最上位計画の名称を「総合計画」から、「基本構想」へ変更することは、現在のところ考えておりません。</p>

を使用している市町村は多い。しかし、その「総合計画」の内容は、「基本構想」と大きな違いはない。そして、ほとんどの市町村は多岐に及ぶ行政分野の施策を一つの計画としてまとめることが無理なことは承知している。また、国の施策の変更によって「総合計画」の改定時期と無関係に改定しなければならない「個別計画」が多くある。さらに決定的な要因は、「総合計画」の策定時に想定していなかった社会経済情勢の変化や国の施策の変化に対応しなければならない事態が頻繁に生じているという事実がある。

すでに「総合計画」が有効な時代ではなくなっている。

明石市は「総合計画」の名称の上に「長期」の名称まで加えている。明石市の名称は、完全に時代錯誤である。

民間企業のほとんどは、計画期間3年程度の中期計画を策定している。計画期間10年程度の長期計画を策定している企業は、おそらく皆無に等しいものと思われる。近年は、計画期間3年程度の中期計画の策定を取り止める企業が現れてきている。激動する変化の時代にあっては、長期計画や総合計画の存在がリスクになるからである。

国には、各省庁の施策を束ねた総合計画は存在しない。

現在、各省庁の施策に影響を与えているのは、毎年度策定される骨太方針である。

22ページ

制度の取組状況について担当課からの意見

この項目の中に次のような記載がある。

「社会経済情勢の変化が激しい中、計画期間が10年間に及ぶ長期総合計画で個別の事業を位置づけることは難しい。今後も計画の実効性を確保するため、あかしSDGS推進計画では、将来ビジョン（まちづくり基本方針）のみを定め、前記戦略計画で個別計画

との整合性をはかりながら、優先的に取り組む施策を定めている。また、毎年度、取組の方針と具体的に実施する事務事業を定めた実行計画を策定していく。」

そこまで理解しているのであれば、あかしSDGS推進計画に、第6次長期総合計画というタイトルを付記するのを止めるべきである。あるいは、最初から、当該タイトルを付記すべきではなかった。

しかし、検証結果の【検証1】においては、この条文は社会情勢に適合していると判断されている。

基本条例第26条（総合計画等）は、タイトルを「基本構想」に改め、条文もタイトルにふさわしい字句に改めるべきである。なお、その場合には、明石市議会の議決すべき事項等に関する条例第2条（議決事項）第1号中「総合計画」を「基本構想」に改める必要がある。

基本条例第26条（総合計画等）は、市長は、市政を総合的かつ計画的に運営していくための基本となる計画（以下「総合計画」という。）を市民参画の下で定めなければならないと規定している。市行政は第6次長期総合計画をビジョンとして策定している。社会経済情勢の変動が激しい時代において、10年間の社会経済情勢を見通すことは不可能に近い。したがって、長期総合計画を策定する目的が、計画から、市の使命及び市のあるべき姿を記載するビジョン（構想）へと移行していることは合理的である。

もとより、改正前の地方自治法においては、市町村に義務付けしていたのは、「総合計画の策定」でなく、「基本構想の策定」であった。

（論点）

基本条例第26条中「総合計画」とあるのを「基本構想」に改めてはどうか。

第6次長期総合計画は自治基本条例が施行されてから、初めて策定作業が行われた計画である。にもかかわらず、その策定作業の期間が新型コロナウイルス感染症がまん延し対応に追われた期間と並行するという条件はあったものの、策定作業における市民参画のプロセスは従来計画の策定時以上に存在感の乏しい「無残な策定プロセス」に終わった。詳しくは、2022年7月に発足した市民参画推進会議第3回会議（2022.9.5）に提出した小生の「市民参画手続きの検証資料」に詳述している通り、恥ずかしい策定経過であった。

にもかかわらず、所管課の検証結果では総合計画の内容について触れるのみで、市民参画による策定プロセスについては「多様な市民参画のもとで策定した」と肯定的評価しかしていない。また、庁内検証会議の二次評価も、今後の総合計画のあり方の検討が必要であることに触れただけで、条例に明記している「市民と共有できるまちづくりの目標を定める」ことや「市民参画のもとで進める」方策についての考察を欠いている。

あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)の策定に係る市民参画につきましては、2019年度に、策定作業の前段として、まちづくり市民意識調査を実施するとともに、市内5地区でのタウンミーティングや子育てモニターとの市長懇談会、さらに市内5か所の高齢者大学での市長懇談会を実施しています。

2020年2月には、第6次長期総合計画について審議するあかしSDGs推進審議会を、多角的な視点を持って議論を深めるための委員構成で設置しました。具体には、経済や環境団体、地域代表、公募市民を始め、障害のある方、学生、外国籍の方などを加えると共に、半数以上を女性とするなど、多様性やジェンダー平等の視点を考慮しています。

2020年4月以降は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、緊急事態宣言等が発令されるなど、市民に最も身近な基礎自治体として、市民の健康と生活を守ることを最優先に、全庁をあげて感染症対策と生活支援に取り組む必要があったこと、新たな総合計画の策定には、今後の社会情勢や社会全体のあり方を踏まえた十分な検討が必要であったこと、審議会の開催や市民参画による意見の聴取・反映の機会が十分に確保できない状況が見込まれたことから、計画の策定を1年延期しています。こうした状況ではありましたが、感染状況を見ながら、書面での各委員からの意見聴取や少人数によるグループ単位での意見交換会、オンラインでの全体会議の開催等、工夫しながら審議を進めたと認識しています。

また、SDGs推進審議会での議論と並行して、市民からの意見の公募や、高校生・大学生を対象とした「あかし未来図会議」のオンライン開催、あかし女性応援ねっととの意見交換会、市民説明会の実施(市内3か所及びオンラ

インで2回)など、様々な意見交換等の場を設定し、策定に取り組んでいます。こうして策定された、あかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)は、多様な市民参画のもとで策定されたものと考えています。

次に第6次長期総合計画の内容面について、本推進計画においては、上記の策定過程でいただいた意見も踏まえ、2030年のあるべき姿、目指すまちの姿を、「SDGs未来安心都市・明石～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～」と定めるとともに、具体的な数値目標として「住みやすいと思う人の割合 100%」「人口30万人」を掲げています。このことから、条例に記載されている「市民と共にまちづくりを進めていくため、市民と共有できるまちづくりの目標を定める」という点については、総合計画の内容にしっかりと反映されているものと考えます。

【財政運営制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>24ページ</p> <p>条例27条（財政）第3項においては、「市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。」と記載している。</p> <p>主な取組状況</p> <p>計画的な財政運営等について</p> <p>記載の結語は「財政健全化に向けた取組を進めてきた。」となっている。しかし、市民が知りたいのは取組の結果である。財政健全化の成果があったのか成果が無かったのか、あるいは、一般会計の実体は黒字なのか赤字なのか、市民はその情報の公表を望んでいるのである。財政健全化に向けた取組を進めてきたという当然の情報の公表を望んでいるのではない。</p>	<p>本市では、今年度、財政状況や財政運営上の課題を見える化し、市民や市議会のみならずと共有するために、「（仮称）みんなでつくる財政白書」を策定することとしており、よりわかりやすい財政情報の公表に取り組んでまいります。</p>
<p>基本計画第27条（財政）第3項は、市長は、市全体の財政情報を市民に分かりやすく公表しなければならないと規定している。ただし、公表する財政情報及び公表の時期についての規定がない。この規定がないことが、基本条例施行後13年間において、いわゆる財政白書の作成に取り組んでこなかった原因になっている。一方、各種の決算資料に加えて、予算説明シート及び予算編成状況説明会資料などを市ホームページ及び広報紙などで公表してきている。</p> <p>ただし、公表された情報が市民に分かりやすいとは言い難い。</p> <p>さらに、基本条例第5条（市民の権利）第1項は、市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有すると定めている。この知る権利の対象には財政情報も当然に含まれる。</p> <p>（論点）</p> <p>第3項の「財政情報」に、「財政の収支状</p>	

況及び評価、基金現在高及び土地売却収入の経緯、財政の課題並びに向こう3年度の財政の収支見通し等」の具体的な項目を例示してはどうか。

また、財政情報を知る市民の権利を保障するために、市長が伝えたい情報を公表する規定だけでなく、市民が知りたい財政情報を把握する市長の責務を定める規定を加えてはどうか。

そして、当該第27条の中に、財政白書を含めた財政情報を毎年度公表することを明記してはどうか。

【政策法務制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>基本条例第28条（政策法務）第1項は、市長等は、地域の实情にあった質の高い行政を行うために、職員の法務に関する能力を高めるなど、法務の体制を充実しなければならないと規定している。言い換えれば、この規定は、法務の体制を充実する目的が、地域の实情にあった質の高い行政を行うことになっている。</p> <p>基本条例第1条（目的）は、この条例は、明石市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、もって「明石の自治」の実現を目指すことを目的とすると規定している。</p> <p>法務の体制の充実の真の目的は、当該第1条の目的を実現することでなければならない。そのことが理解されていないために、政策等及び事務事業の実施の場面において、基本条例及び参画条例の趣旨に反する政策法務が後を絶たない。政策法務は、地域の实情にあった質の高い行政を行うためだけに遂行されるのではない。</p> <p>（論点）</p> <p>基本条例第28条第1項の目的を、「地域の实情にあった質の高い行政を行うため」から「基本条例第1条に掲げる目的を実現するため」に改めてはどうか。</p>	<p>法務の体制を充実させ、地域の实情にあった質の高い行政を提供することを通じて、条例第1条の目的を達成していこうとするものです。なお、第1条は全ての制度に共通する目的を規定しています。</p>

【評価制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>基本条例第29条（評価）第1項は、市長等は、実施する事業等について、市民参画の下、検証及び評価を行い、その結果を公表しなければならないと規定している。</p> <p>当該第1項に記載する「事業等」については、その定義が不明である。そして、政策等は評価の対象から外されている。外した理由は不明である。</p> <p>基本条例第2条（定義）第5号は、参画とは、市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民が主体的に関わっていくことをいうと規定している。</p> <p>ところが、基本条例29条第1項の規定によると、市民が参画できるのは、政策等の評価ではなく、事業等の評価に限定されている。これは明らかに、基本条例内の規定の不統一である。</p> <p>そして、この不統一が意図的なものであれば、市政の主体は市民と定める基本条例の理念が、市行政に軽視されていることになる。</p> <p>（論点）</p> <p>基本条例第29条中「事業等」とあるのを「政策等及び事務事業」に置き換えてはどうか。</p>	<p>当該規定は、逐条解説にもありますとおり、政策や計画、実施する事業等について評価することを定めております。</p>
<p>基本条例第29条（評価）第3項は、評価に関し必要な事項については、別に条例で定めると規定している。しかし、基本条例施行後13年が経過しているが、評価にかかる別に定める条例は制定されていない。</p> <p>（論点）</p> <p>当該第29条の項を増やして評価に関する基本的な規定を設けて、当該第3項の「評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。」を「その他評価に関し必要な事項は、市長が別に定める。」に改めてはどうか。</p>	<p>評価制度については、時代に適した柔軟でかつ施策の質の向上に資するものであることが求められるため、条例化が必要であるかどうかも含めて検討課題であると考えており、頂戴したご意見は検討に際しての参考とさせていただきます。</p>

その理由は、評価の方法及び基準については技術的な側面があるとともに、これらの技術的な側面は常に変化するためである。

【行政改革制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>第30条（行政改革）第1項は次のように規定している。市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならない。この「市民活力」が何を意味しているのか分かりにくい。市民の活力という意味であれば、余りにも上から目線の表現である。民間委託の推進という意味であれば、「市民活力」ではなく、「民間活力」のほうが適切である。</p>	<p>条例第30条第1項は、民間企業の活力だけでなく、参画と協働のもと、まちづくりの主役である市民の意見や活力も積極的に活用しながら行政改革の取組を進めていこうとする旨を定めています。</p>
<p>基本条例第30条（行政改革）第1項は、市長等は、積極的に市民活力を活用しながら、持続可能な行財政体質を構築しなければならないと規定している。</p> <p>この項中の「積極的に市民活力を活用しながら」との記述は「積極的に民間活力を活用しながら」の間違いではないか。現在の記述は、市長等の上から目線の表現であると同時に、市民と市長等による対等なパートナーとしての協働の理念にも反している。</p> <p>（論点）</p> <p>上述のように文言を改めてはどうか。</p>	
<p>計画目標の達成状況</p> <p>令和5年度末で収支は均衡と記載している。ところが、令和4年度決算では、単年度収支5億58百万円の赤字であり、実質単年度収支7億20百万円の赤字である。このような状況に至りながら、令和5年度決算が、一転して、収支均衡になるとは考えられない。この記載は誤りではないか。</p> <p>令和5年度末で基金残高70億円の確保と記載している。しかし、このページに記載する令和5年度の基金残高105億円には、JT跡地67億円及びあかねが丘学園跡地10億円の土地売却収入が含まれている。当該土地売却収入を除くと、実質的な基金残高は28億円である。</p>	<p>令和5年度末の基金残高は119億円を確保できる見込みであり、財政健全化推進計画で掲げた10年間での収支均衡を達成することができています。また、財政健全化推進計画には未活用地の売却など公有財産の有効活用を目標達成に向けた取り組みのひとつとして掲げており、この方針に基づいてこれまで財政健全化の取り組みを進めてまいりました。なお、JT跡地につきましては、処分価格約67億円から取得費用等を除いた約30億円を財政基金に積立てしております。</p>

この数値が、行政改革に取り組んだ結果である。したがって、当該28億円では、計画目標である令和5年度末の基金残高70億円は達成できていないことになる。

そして、土地売却収入を行政改革の成果に位置付けるのであれば、このページに行政計画の成果として記載すべきである。誠実さに欠けて誤解を生む記載である。

#### 庁内検証会議からの主な意見

検証2において、「取組の結果、収支均衡であること、基金残高70億円が達成できていること」と記載している。収支均衡は間違いである。また、基金残高70億円の達成に寄与したのは土地売却収入77億円である。

【組織制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>関係条項</p> <p>基本条例第31条（組織）第1項で、市長等は、市民に分かりやすく、簡素で機能的な組織を編成しなければならないと規定している。</p> <p>ところが、明石市の組織の実体は、市民に分かりにくく、複雑な組織になっている。明石市のような分かりにくく複雑な組織体制は近隣他市には見られないのではないかと。</p> <p>素案を見る市民に分かりやすいように、素案に組織図を添付すべきである。</p> <p>市議会本会議の理事者答弁において、市民生活局長は、答弁のすべてを部長に丸投げしている。総務局長は、財政部門のトップでありながら、財政に関する答弁を財務部長に丸投げしている。都市局長は、理事者答弁の多くを担当する部長に任せている。</p> <p>これは、局長のマネジメント及び答弁の能力の問題ではなく、組織の機能及び規模の問題である。</p> <p>総務局は、行財政局として編成すべきである。総務局という名称はレトロすぎる。</p> <p>市民生活局を分割したのは適切であった。</p> <p>環境局は、公園、緑地及び温暖化対策等の行政分野も担当すべきである。</p> <p>都市局は、都市基盤を担当する都市基盤局と都市の活性化のためのインフラを担当する都市づくり局とに分割すべきである。そして、都市づくり局に産業振興部門を移すべきである。都市の活性化のためのインフラ整備（物・情報）と産業の振興（人・金）が一体化している都市が持続可能な都市である。そのような成功例は日本の各地に数多くある。</p> <p>環境産業局の設置は、市民生活局を分割することが主たる目的であったに過ぎない。</p> <p>ところが、35ページに記載するとおり、</p>	<p>組織編成については、毎年度、翌年度の予算編成作業と並行して、各局の意見をふまえて検討を進め、具体的な案を作成しています。そのうえで、人選を含めた体制については、局長のほかに担当部長を配置する必要性を考慮して決定します。</p> <p>引き続き、局部制の下、縦割り組織ではなく、横断的に市政を進める体制づくりを進めるとともに、市民に近いところで対応ができるように、組織の整備に取り組んでいきます。</p>

検証結果では、明石市の組織は社会情勢に適合していて、しかも本市にふさわしいと評価されている。

そこで、市民の検証が重要になる。そこで、明石市の組織に対する市民アンケート調査の実施を提案する。

また、さらに局の規模を小さくして局の数を増やし、部・室を廃止することを提案する。明石市の現状では、大規模な局に、その局全体に通じるキャリアを十分に積んだ局長を確保することが困難になっているのではないかと。それでは組織の機能を高めることは無理である。

35ページの検証3「庁内検討会議からの主な意見」に次の記載がある。

「室だけ、課と担当、係の有無など、色々な形態の組織が混在していてわかりにくくなっている一面があるので、担当制に移行したことによる効果検証等をしっかりと行ってほしい。」

明石市の組織は、職位についても分かりにくい。部長と室長の二つの職位を設ける必要性はないのではないかと。また、課長と担当課長の二つの職位を設ける場合においても、担当課長の数をもっと減らすべきではないかと。担当課長の職位が、職員個人の処遇として多用されているのではないかとと思われる。このような状況の解消は、任用の恣意性を排除して、任用の透明性を高めるために欠かせない。そこで、組織形態及び職位に関する職員アンケート調査(無記名)の実施を提案する。

前市長の下で中核市に移行してから、局部制を敷いたことによる局長の所管の拡大に伴う弊害や是正の必要性が生まれて一部軌道修正したことや、政策局に重要プロジェクト等が集中し、原局との機能分担の混乱、事業の継続性に関わる問題など庁内や議会でも多々問題視されてきたことがたくさんあ

るにもかかわらず、そうしたことについての言及が皆無である。現実に庁内でも不協和音があり、市民から見ても分かりにくい行政組織が少なくない。なぜ、そうした側面に光を当てなかったのか？ おざなりな庁内検証と言わざるを得ない。

【広聴制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>庁内検証会議からの主な意見            検証3では次の記載がある。            「市民からの要望・提案等について、現状では全ての意見に対して回答している。効率化を図るため、同質の意見に対する回答方法等を検討してはどうか。」</p> <p>同質の意見が提出される原因は、意見の対象となった課題が解決されていないからである。</p> <p>例えば、たこバスの増便や路線の拡充については繰返し意見が提出されている。これらの意見に対する回答は、まさにコピペに近い内容である。しかも、ほとんどの回答が、「検討します。」、「調査研究します。」、「課題といたします。」及び「困難です。」等で結んでいる。</p> <p>そのような回答のあり方の改善が進まない中で、同質の意見の取扱を簡素化することによって、得られるものと失うものを比較すべきである。</p> <p>参画条例第4条（市長等の責務）第3項は、「市長等は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めるものとする。」と規定している。</p> <p>仮に回答方法等を簡略化又は集約化することによって、市民から寄せられる意見が減少すれば、当該第3項の規定にマイナスの影響を及ぼすことになる。当該第3項の規定にプラスの影響を及ぼす回答方法等を検討するのが市職員の責務である。市民提案箱については、年に2回、広報あかしに提案と回答を掲載すべきではないか。現在は、一月分の提案と回答をまとめてホームページに掲載している。しかし、ホームページにアクセスできない市民は、当該提案とその回答を事実上知る機会がない。</p>	<p>市民提案箱（要望・提案等）へ寄せられる意見につきまして、市からの回答を希望される方には、原則、個別に回答することとしております。</p> <p>また、この市民提案箱には、多くの市民から多種多様な意見が寄せられるため、意見の趣旨が同質のものもございます。その際、全体としては同質の意見であっても、表現の違いがあることや個別回答の原則から、都度、回答を作成しております。その結果として、過去に寄せられた意見に対する回答と同内容になることもございますが、意見者に対するサービスの向上を目的としているため、寄せられる意見の取り扱いを簡素化することは困難と考えております。</p> <p>しかしながら、回答内容の公表方法につきましては、いくつかの課題があると認識しており、多くの市民の手に届く形での公表や、わかりやすい形での公表について、検討していきたいと考えております。</p>

新市庁舎建設にかかる意見についても同様な実態がある。

約14億円という巨費を投じる事業でありながら、この基本設計案を紹介するパンフレットが市民の自宅に配布されていない。株式会社に例えると、市民の多くは株主である。株主をこれほど粗末に扱う株式会社はない。株式会社は株主に対して、決算の紹介だけでなく、実に多様なパンフレット等を送ってくる。明石市の行政はそのことにまったく気づいていない。

他方、市行政から自治会・町内会に各種の各戸配付のパンフレットが配布される場合が年に数回ある。その中に、新市庁舎建設基本設計案が含まれていても不思議はなかった。そのパンフレットには、当該案に対する意見を提出するための葉書仕様の用紙を印刷することができたはずである。

要するに、そこまでの熱意や親切並びに市民が市政の主体であるという理解が、市行政には受けられない。レシーブするだけの広聴だけでなく、アプローチもする広聴に前進すべきである。

ところが、検証結果は、全ての項目において「○」となっている。

基本条例第53条(要望、苦情等への対応)第1項は、市長等は、市民の市政に対する要望、苦情等に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を施策又は事業の改善に反映するよう努めるとともに、当該要望、苦情等に対する検討結果及びその理由を公表しなければならないと規定している。

参画条例第9条(公表の方法)第1項は、公表の方法について次のように定めている。

(公表の方法)

第9条この条例及びこの条例に基づく規則に定める公表は、次に掲げる方法によるものとし、

市長等は2以上の方法で行うものとする。

(1) 明石市公告式条例(昭和25年条例第10号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 市広報紙への掲載

(3) 市ホームページへの掲載

(4) その他市長等が必要と認める方法

一方、基本条例には公表の方法に関する規定がない。これは、不適切である。

ただし、参画条例第9条第1項第一号に規定する方法は、時代に適合せず現実的ではない。

(論点)

基本条例の中に公表の方法を規定する条を新設してはどうか。また、市広報紙への掲載と市ホームページへの掲載を共に義務付けてはどうか。新設するこの条は、市民が市政情報を知る権利を保障するという非常に重要な条になる。

【危機管理制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>45ページ</p> <p>主な取組状況及び制度の取組状況について担当課からの意見</p> <p>この両項目の中に「ハザードマップの全戸配付」が記載されている。</p> <p>このハザードマップでは、最大級の津波が到来した場合の潮位を2mと想定した上で、浸水被害の恐れがある潮位として3mを想定している。ハザードマップには、この3mを基準にして津波浸水想定区域図が記載されている。気象庁は潮位2mの津波の場合には波高は倍の4mになるものと想定している。そして満潮時の潮位は、年間平均潮位より1m高くなると想定している。したがって、満潮時における津波による波高は5mになると想定される。</p> <p>さらに津波の波高は、地形の形状によって大きな影響を受ける。明石市のハザードマップは、このような要素を含めて作成されていない。そこで、明石市は、そのような要素を含めて、明石市内の地域別の浸水被害の恐れについて記載したハザードマップを作成すべきである。</p>	<p>本市のハザードマップは、兵庫県が実施したシミュレーションをもとに作成しており、明石市における南海トラフの最高津波水位は2mとなっております。これは南海トラフの最大クラスの津波を想定し、さらに各月の最高満潮位の平均値に波高と地盤沈降量（地震による海底地盤の沈降）を加えて算出されたものです。</p> <p>ハザードマップ上には、津波の浸水が想定される区域を紫色で記載されており、南海トラフ最大クラスの津波においても防潮堤の外側（海側）までとされていますが、さらに厳しい想定のもと津波を警戒する範囲として標高3mラインを赤い線で記載しているものです。</p>

【行政連携制度について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度自体がどういうものか分かりにくい。</li> <li>・ただの掛け声になっていないか。</li> <li>・課題事項を明確にし、目標をもって取り組む必要がある。</li> <li>・課題事項の進捗を市民にもわかりやすく示してほしい。</li> <li>・人口の増加、住居の増加、交通量の増加により交通課題が顕著となっており、道路整備や歩道整備について、国や県、神戸市等と密に連携をとり整備を進めてほしい。できれば進捗状況を明確に示してほしい。</li> <li>・具体例として、（都）江井島松陰新田線については神戸市区間と接続されないと効果が発揮されないため、連携を強化されたい。本路線は市境を跨ぐ路線が少なく渋滞解消の重要な路線と思われるので、早期に調整を進められたい。（神戸市側が遅れているように感じます）</li> </ul>	<p>市民のライフスタイルや価値観の多様化が急速に進んでいることから、行政が抱える課題は多様化・複雑化しております。このため、多くの分野において、広範にわたる課題や市単独では解決できない課題が生じており、これらの解決には、国・県・近隣市町との連携が非常に重要であると認識しています。従来、課題の内容に応じて、適時適切に連携を進めているとともに、進捗状況についても適宜お示ししているところであり、引き続き適切な対応に努めてまいります。</p> <p>ご意見にある都市計画道路の江井ヶ島松陰新田線について、神戸市からは、接続先である玉津大久保線は新規着手が必要な路線であり、令和7年度に予定されているみちづくり計画の見直しにおいて、道路整備の優先順位を見直すとともに、将来交通量の算定や事業効果の整理、線形や構造の検討などを進める意向を聞いております。明石市といたしましては、江井ヶ島松陰新田線の令和8年度の完成に向けて着実に取り組むとともに、引き続き玉津大久保線の事業着手に向けて、神戸市と緊密に連携を図ってまいります。</p>

【上記以外のご意見について】

いただいたご意見（全文）	市の考え方
<p>明石市自治基本条例（以下「基本条例」という。）第38条第1項は、①この条例の内容が本市にふさわしく、②この条例の内容が社会情勢に適合しているかを検証することを市長等に義務付けている。</p> <p>次に、この検証の結果を踏まえて、③条例の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を講じ、また、④この条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは必要な措置を講じることを市長等に義務付けている。</p> <p>以上のように、検証項目は①及び②であり、措置を講じる項目は③及び④である。</p> <p>したがって、検証報告書の検証結果には、①及び②が記載されることになる。</p> <p>しかし、明石市自治地基本条例検証報告書（素案）（以下「素案」という。）において検証されているのは、基本条例等に基づく制度である。基本条例の内容ではない。</p> <p>明らかに、基本条例第38条を誤読している。したがって、素案は見当はずれの作品である。</p> <p>そこで、</p> <p>【検証1】「制度が社会情勢に適合しているか」を【検証2】条例の内容（条文）が社会情勢に適合しているか」に改める。</p> <p>【検証2】「本市にふさわしい制度か」を【検証1】「本市にふさわしい条例の内容（条文）か」に改める。</p> <p>【検証3】「制度が条例の基本原則に適合しているか」を「条例の見直しは適当か」に改める。</p> <p>【検証4】に「この条例に基づく制度等の見直しが適当か」を追加する。</p> <p>加えて、素案の【検証3】「制度が条例の基本原則に適合しているか」と記載している</p>	<p>今回の検証は、条例に規定する各制度の実施状況等を踏まえ、条例の内容や各制度が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証するものです。</p> <p>【検証3】の「条例の基本原則」は、条例第25条に規定する「市政運営の基本原則」を指していますが、その点が分かりにくいいため、文言を修正します。</p> <p>また、今回の検証においても、平成27、28年度に行った前回検証と同様に、条例内容の検証と併せて条例に基づくそれぞれの制度が「市政運営の基本原則」に適合して運用されているかどうかについて、検証を行っています。</p>

が、「条例の基本原則」を定めた条文は、基本条例の中に存在しない。

しかも素案は、基本条例には定義されていない「条例の基本原則」に照らし合わせて、検証の対象とされていない制度を検証したことになる。

以上は用語の間違いのレベルではなく、条文の解釈のレベルの問題である。

素案においては、基本条例第38条の条文が求めている検証が不完全なかたちで行われており、検証と見直しが混同されている。

素案の根本的な見直しが必要である。

2ページ

### (3) 検証の進め方

#### 検査項目

検証3 「市政運営の基本原則」との適合性」と記載している。

ところが、8ページでは、「制度が条例の基本原則に適合しているか」と記載している。

この「市政運営の基本原則」が、「条例の基本原則」と同じ定義なのか異なる定義なのか不明である。さらに、上述するように基本条例の中に「市政運営の基本原則」を規定する条文は存在しない。

2ページに記載する検証方法と、その後のページに記載する検証方法は一致していないことになる。

素案の根本的な見直しが必要である。

基本条例第3条(条例の位置付け等)第1項は、この条例は、自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとする」と規定している。

しかし、市が、政策等及び事務事業を計画して実施する場合におけるこの条例との関わりに関する規定が設けられていない。その

自治基本条例は、まちづくりの根幹を定めたルールです。このため本市は、条例、規則等の制定改廃、運用に当たってはもちろんのこと、政策等及び事務事業の計画及び実施に当たっても、自治基本条例の趣旨を尊重するよう、逐条解説にも明記しています。

結果、基本条例の趣旨を尊重しないかたちで、政策等及び事務事業が実施されている現状がある。

(論点)

上記の不備を是正するために、基本条例第3条を次のように改めてはどうか。

条文中、「他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、」を「他の条例、規則等の制定改廃及び運用並びに政策等及び事務自事業の計画及び実施に当たっては、」に改める。

基本条例の中には、市民と市長等が情報を提供し合うとともに意見を交換する手段としてのICT技術の活用に関する規定がない。基本条例の施行後、ICT技術の進歩及び普及の度合いが著しく、このICT技術をプラットフォーム、掲示板及びテレビ会議等の市民参画の手法として活用する市町村の例が増えている。

(論点)

基本条例又は参画条例の中にICT技術の活用に関する規定を設ける必要はないか。

基本条例第38条(条例の検証及び見直し)第1項は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適切であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする規定している。

大きな問題は、この条例の内容が本市にふさわしいか、あるいは、ふさわしくないか、それを判断する基準が不明であることである。この判断基準が不明であっては、検証のしようがない。

基本条例第4条(自治の基本原則)は、次のように規定している。

第4条 市民及び市は、次に掲げる事項を基

ICT技術(情報通信技術)の活用の重要性については本市も認識しており、令和5年9月議会で「明石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を改正し、行政手続のオンライン化を進めています。市民参画手続との関係では、パブリックコメントに対するご意見を、オンラインで受け付けています。

今回の検証は、条例に規定する各制度の実施状況等を踏まえ、条例の内容や各制度が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証するものです。とりわけ市長には、市政運営の基本原則にのっとった各制度の運用が求められることから、各制度と当該原則との適合性についても検証しようとするものです。

本原則として、自治を推進するものとする。

(1) 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。

(2) 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。

(3) 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。

自治基本条例の第4条を除く各条項には、当該第4条に定める自治の原則に基づいた自治を推進するという重要な使命がある。そこで、第38条に規定する検証とは、社会情勢の変化に伴って、自治基本条例の各条項がこの自治の推進を遂行できる内容になっているのか、あるいは、なっていないのか、それについて検証することであると思われる。

そして、社会情勢の変化及び規定の不備によって、当該自治の推進が難しい条項があれば見直しが必要になる。

(論点)

第38条中「この条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか検証し、」を「この条例の内容が第4条に規定する自治の基本原則に基づく自治の推進に適合するものであるかを検証し、」に改めようか。

現在、明石市自治基本条例庁内検証会議から、「明石市自治基本条例検証報告書(素案)(以下「素案」という。)が示されている。しかし、素案の内容は、基本条例の各条項・条文の検証ではなく、基本条例の条項・条文に基づいた制度が、①社会情勢に適合しているか、②本市にふさわしいか、③条例の原則に適合しているかについて検証している。

そもそも、検証の対象から条例の内容が除

今回の検証報告書は、各制度のページの冒頭に関係条文を記載し、条文と各制度の運用面等を踏まえた検証を行っております。また、ご意見中の「第38条の適用を待つまでもない、恒常的見直し」については、各制度の日常的な運用を通じて見直しを毎年度行い、その結果を公表しております。

外されている。これは、第38条の規定に反している。その原因は、市行政が第38条を理解できていないところにある。

また、基本条例に基づく制度等の見直しについては、5年に一度の当該第38条の適用を待つまでもなく、当然、常に行われなければならない。

(論点)

第一には、第38条を次のように改正してはどうか。

(条例の検証及び見直し)

第38条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が第4条に規定する自治の基本原則に基づく自治の推進に適合するものであるかを検証しなければならない。

2 市長等は、第1項の検証の結果、この条例の見直しが適当であると判断したときは、条例の改正に必要な措置を講ずるものとする。

3 市長等は、第1項の検証の結果、この条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、制度等の改善、充実、縮小及び廃止等の必要な措置を講ずるものとする。

4 前各項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。

明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱第1条(設置)は、明石市自治基本条例(平成22年条例第3号。以下「条例」という。)第38条の規定に基づき、条例の内容が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかの検証を市民参画の下で行うため、明石市自治基本条例市民検証会議(以下「市民検証会議」という。)を設置すると規定している。

ところが、当該設置要綱第2条(所掌事務)に掲げる各号の中には、条例の内容を検証す

今回の検証は、条例に規定する各制度の実施状況等を踏まえ、条例の内容や各制度が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証するものであり、この点を踏まえて要綱を制定しています。

る事項が含まれていない。第1号から第3号までは制度の検証である。そして、第4号が間接的な記述ではあるが市政運営の原則を定める条の検証(見直し)が規定されている。

要するに、第1条に規定する要綱の目的と第2条に規定する所掌事務の規定が一致していない。したがって、条例の内容を検証するのが市民検証会議の主たる役割であるにもかかわらず、所掌事務においてその重要な役割が明確になっていない。

(論点)

当該要綱の改正が必要ではないか。また、令和6年度からスタートした市民検証会議は、制度の検証ではなく、基本条例の内容(条項)の検証に重点を置くべきでないか。そして、当該検証後に、制度が基本条例に適合するかどうかを見直してはどうか。

明石市自治基本条例市民検証会議設置要綱を次のように改めてはどうか。

(設置)

第1条 明石市自治基本条例(平成22年条例第3号。(以下「条例」という。))第38条に基づき、条例の検証及び見直しを市民参画の下で行うため、明石市自治基本条例市民検証会議(以下「市民検証会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市長は、次に掲げる事項について市民検証会議に検証を依頼する。

(1) この条例の内容が条例第4条に規定する自治の基本原則に基づく自治の推進に適合するものであるか

以下、1号ずつ繰り下げる。

1 検証期間はなぜ、H30~R4までとしたのか? H29年度をなぜ外したのか?  
前回第1次の検証会議はH27~28年度の2カ年にわたって行われ、H29年3月に報告書が提出されている。今回の検証期間が

検証に当たり参考とする数値は主に過去5年分としていますが、本検証は、過去5年に限ることなく、これまでの取組を踏まえ現在の状況や今後の方針等も踏まえて総合的に行っております。なお、記載内容については

<p>H30～だとすると、H29年度が検証空白期間になる。H29年度を外したのはなぜか？</p>	<p>誤解を与えないよう修正します。</p>
<p>2 検証の進め方で、庁内検証結果をいきなりパブコメに付した理由は何か？          条例38条では「条例の検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない」と明記されている。庁内検証も含めて「市民参画の下で行う」と解するべきだが、なぜ、庁内検証結果を独立させて公開し、パブコメによる意見を求めたのか？          前回の第1次検証では、市民検証会議で庁内検証結果を十二分に検証して「検証報告書」をまとめた。内部検証は“お手盛り検証”と見なされる可能性が強いので、市民と第三者を含めた市民検証会議で、検証の進め方も含めて十二分に検証したうえで、市民に問うべきものではないか？ 進め方を変更した意図は何か？ また市民検証以降の進め方をどう考えているのか？</p>	<p>今回の検証においては、市民参画の機会を拡充する観点から、前回検証では行われなかったパブコメを実施し、広く市民の意見を聴いた上で市民検証会議にお諮りしようとするものです。市民検証会議以降は、同会議でいただいたご意見を踏まえ、今後の方向性について検討してまいります。</p>
<p>3 「条例の基本原則」(各項目共通)          自治基本条例に掲げている市政運営の基本原則(4条)は、「市政への市民参画」「協働のまちづくり」「情報の共有」である。参画と協働を一緒くたにして並べていること自体が、参画と協働に関する認識の著しい欠如を表している。また、参画と協働の大前提にあるのが「情報の共有」であるにもかかわらず、抜け落ちている。「公正で透明」「効果的で効率的」「計画的な実施と評価」は、自治基本条例以前に行政が遵守しなければならない倫理やPDCAサイクルに基づくものであり、自治基本条例の基本原則と混同するのはおかしい。          したがって「参画」と「協働」について、全ての施策や業務に関わる課題であるにもかかわらず「参画と協働」とひとくくりにしたために自己検証、横断的検証から除外してい</p>	<p>今回の検証は、条例に規定する各制度の実施状況等を踏まえ、条例の内容や各制度が本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証するものです。とりわけ市長には、条例第25条に定める市政運営の基本原則にのっとり各制度の運用が求められることから、各制度と当該原則との適合性についても検証しようとするものです。「情報の共有」は、参画と協働のまちづくりを進めるに当たり必要な各制度共通の大切な考えであり、当該検証をする上での前提となる基本原則となります。</p>

るのも、全くの誤りである。